

# 事業所から出るごみについて



資源循環促進税活用事業  
愛媛県税が用いられています

事業所から出るごみを  
正しく処理できているかな？  
家庭ごみとは違うけん。  
きちんと分別してね。

## 家庭ごみと分別の仕方が違います！

事業所から出るごみは、家庭ごみに比べ種類が多く、処理の流れも違います。まずは分別を確認しましょう。

### 事業活動に伴って出るごみ

#### 産業廃棄物

事業活動に伴って出る廃棄物のうち  
法令で定められている廃棄物（20種類）

#### 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って出る廃棄物のうち  
産業廃棄物以外<sup>①</sup>の廃棄物

ごみの  
分別は  
こちらで



## 家庭ごみ集積場所に出してはいけません！！

事業所から出るごみを家庭ごみ集積場所に出す行為は、量の多少に関係なく廃棄物処理法に違反するものであり、悪質な場合は不法投棄として処罰されます。



## 収集や処分は、許可業者にたのみましょう。

無許可業者の中には、不法投棄などの不適正な処理をする者もいます。このような業者にごみを出した場合、責任を問われることとなります。

許可業者を見分けるためには？

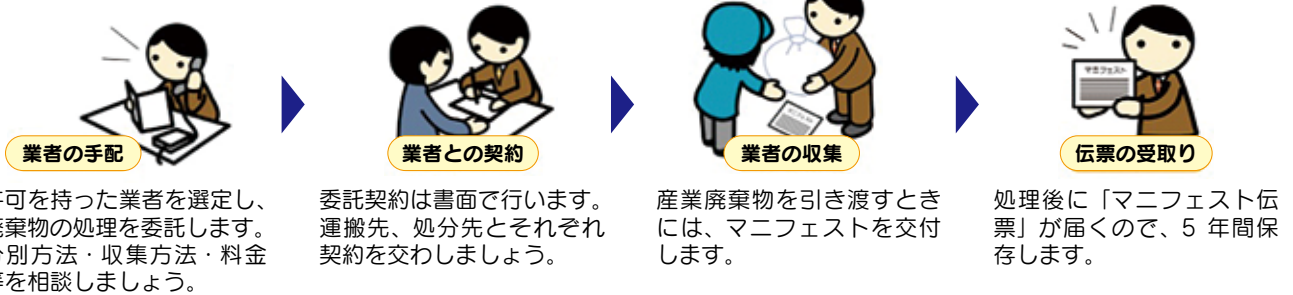
- 許可業者は、許可証を持っています。許可証（許可期限・許可品目）を確認するようにしましょう。
- 産業廃棄物の許可業者は、**車両の両側面に許可業者名・許可番号**が表示されています。
- 一般廃棄物の許可業者は、**車両の両側面に許可業者名（屋号を含む）**が表示されています。  
また、車両の右ドアに「**清掃許可業者（松山市）**」のシールを必ず貼っています。



許可業者かどうかよくわからないときは、そのまま契約せず、市にお問い合わせください！

# 事業所から出るごみの処理について

## ごみの処理の流れ



### 注意

産業廃棄物は、産業廃棄物の許可業者と委託契約してください。  
事業系一般廃棄物は、一般廃棄物の許可業者と委託契約してください。

## ごみの分別と処分先

分 別		持って行く先												
産業廃棄物	法令で定められている20種類 (廃プラスチック類 金属くず など)	民間許可業者 (産業廃棄物処分業の許可業者)へ ※業者の受入基準に従ってください。												
	リサイクルできないもの (生ごみ ティッシュペーパー など)	市ごみ処理施設へ ※黄色透明袋に入れてください。 ※自ら持ち込んだときの処分手数料は、 30kg以下は無料 30kgを超え、40kg以下は680円、 40kgを超えると10kgごとに170円加算されます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>社名</th> <th>住所・☎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南クリーンセンター</td> <td>松山市市坪西町1000番地1 ☎089-971-8862</td> </tr> <tr> <td>西クリーンセンター</td> <td>松山市大可賀三丁目525番地6 ☎089-953-1153</td> </tr> </tbody> </table>	社名	住所・☎	南クリーンセンター	松山市市坪西町1000番地1 ☎089-971-8862	西クリーンセンター	松山市大可賀三丁目525番地6 ☎089-953-1153					
	社名	住所・☎												
	南クリーンセンター	松山市市坪西町1000番地1 ☎089-971-8862												
西クリーンセンター	松山市大可賀三丁目525番地6 ☎089-953-1153													
リサイクルできる紙 (OA用紙 段ボール など)	古紙問屋へ ※市ごみ処理施設には搬入できません。 ※クリップ等の金属類・綴じひも等の布類・ファイル等のプラスチック類は、取り除いてください。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>愛媛故繊維再生(株)</td> <td>松山市日の出町10-55 ☎089-943-0443</td> </tr> <tr> <td>(株)カネシロ ※ニカ所</td> <td>松山市空港通五丁目7-2 松山市北吉田町1293-1 ☎089-973-2480</td> </tr> <tr> <td>(株)金城滋商事</td> <td>松山市問屋町10番7号 ☎089-925-1010</td> </tr> <tr> <td>故紙リサイクルセンター(株)</td> <td>松山市鷹子町690-1 ☎089-976-4485</td> </tr> <tr> <td>(株)南海産業</td> <td>松山市福角町甲1080-1 ☎089-922-2102</td> </tr> <tr> <td>(株)ロイヤルアイゼン</td> <td>松山市東長戸一丁目3-22 ☎089-924-8583</td> </tr> </tbody> </table>	愛媛故繊維再生(株)	松山市日の出町10-55 ☎089-943-0443	(株)カネシロ ※ニカ所	松山市空港通五丁目7-2 松山市北吉田町1293-1 ☎089-973-2480	(株)金城滋商事	松山市問屋町10番7号 ☎089-925-1010	故紙リサイクルセンター(株)	松山市鷹子町690-1 ☎089-976-4485	(株)南海産業	松山市福角町甲1080-1 ☎089-922-2102	(株)ロイヤルアイゼン	松山市東長戸一丁目3-22 ☎089-924-8583
愛媛故繊維再生(株)	松山市日の出町10-55 ☎089-943-0443													
(株)カネシロ ※ニカ所	松山市空港通五丁目7-2 松山市北吉田町1293-1 ☎089-973-2480													
(株)金城滋商事	松山市問屋町10番7号 ☎089-925-1010													
故紙リサイクルセンター(株)	松山市鷹子町690-1 ☎089-976-4485													
(株)南海産業	松山市福角町甲1080-1 ☎089-922-2102													
(株)ロイヤルアイゼン	松山市東長戸一丁目3-22 ☎089-924-8583													
リサイクルできるもの (木くず 食品循環資源)	一般廃棄物処分業者へ ※食品循環資源を再資源化する場合は、上記以外に食品リサイクル法の登録や認定を受けた再生利用業者へも委託できます。 ※業者の受入基準に従ってください。	(株)ロイヤルアイゼン 総合資源リサイクルセンター	松山市萩原乙24-3 ☎089-995-0181											

### 注意

市ごみ処理施設は一般廃棄物処理施設であるため、産業廃棄物を搬入することはできません。事業所から出る廃プラスチック類は、少量でも産業廃棄物ですので、分別を徹底し、産業廃棄物として処理してください。

松山市の産業廃棄物  
処理業許可業者はこちら



松山市の一般廃棄物  
処理業許可業者はこちら



愛媛県の産業廃棄物  
処理業許可業者はこちら



お問合せ先

松山市役所 環境部 廃棄物対策課 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

TEL 089-948-6959

FAX 089-934-1928

MAIL sanpai@city.matsuyama.ehime.jp

松山市HP <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

# ごみに関する重要なお知らせ

## 産業廃棄物の保管について

近年、全国的に豪雨などによる土砂災害が発生しています。  
廃棄物を保管する場所では、豪雨などにより、廃棄物が周りに流出しないよう保管基準に適合した保管をしなければなりません。  
また、建設工事に伴って出た産業廃棄物を、工事現場以外の場所（面積が300平方メートル以上の保管場所）に保管しようとする場合、元請業者は事前に事業場外保管届出書の提出が必要です。

## 小型充電式電池を含む機器について

小型充電式電池を含む電子機器が廃棄物に混入してしまうと、処理の過程で大規模な火事につながる可能性があるため、適切に分別しなければなりません。

### 小型充電式電池を含む電子器機の処理方法

メーカーでリサイクル可能か。

はい

いいえ

メーカーに相談してください。



電子機器から小型充電式電池を取り外せるか。

はい

いいえ

一般社団法人JBRCに「排出協力事業者」として登録すると、電池の重量が10kgを超えると回収される仕組みがあります。詳しくはJBRCへお問い合わせください。 <https://www.jbrc.com> TEL.03-6403-5673

※小型充電式電池を取り外した電子機器は、廃プラスチック類・金属くず等の産業廃棄物として産業廃棄物許可業者へ処理委託してください。

処理できない

産業廃棄物として、小型充電式電池及び小型充電式電池が含まれている電子機器であることを、産業廃棄物許可業者に伝えたくて処理委託してください。

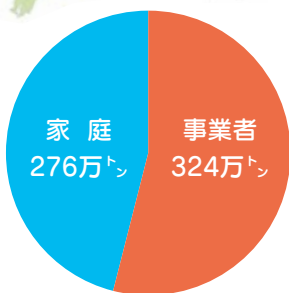


## TOPIX 食品ロス削減



まだ食べられるのに捨てられる食品ロスは、SDGsのターゲットの一つとして削減目標が定められるなど関心が高まっています。この世界的な課題には、消費者、事業者、行政など、あらゆる主体が我が事として取り組む必要があります。

日本全体では年間約**600万トン**もまだ食べられる食品が捨てられています。**半分以上が事業者**からできています。



平成30年度食品ロスの発生量の推計値

### 食品ロス削減に向け、事業者ができること

- 商習慣見直し（返品・過剰在庫削減）
- 余剰食品のフードバンクへの寄付
- 災害用備蓄食品の利活用
- 需要予測の精度向上
- 3010（さんまるいちまる）運動の推進など



### 食品ロス削減に向け、消費者ができること

- 毎週金曜日は冷蔵庫チェックの日（在庫や期限の確認）
- 買い物中は手前どり、セール中でも買いすぎに注意
- 調理中は作りすぎない
- 残ったらしっかり保存
- 余っている食品を持ち寄り、フードドライブ活動に参加など



# ごみに関する Q & A

## 分別について

Q1 通所型の高齢者施設で働いています。使用済紙おむつを一般廃棄物として処理できると聞いたのですが、家庭ごみ集積場所に出していいですか？

A1 出してはいけません。地域の家庭ごみ集積場所は、家庭から出たごみを出す場所ですので、「事業系」一般廃棄物とは出すことができません。事業所から出る使用済紙おむつは、「事業系」一般廃棄物として分類されますので、市ごみ処理施設に自ら搬入するか、市の一般廃棄物許可業者へ委託して搬入してください。



Q2 家の解体工事で生じたコンクリートくずは、産業廃棄物の分類として「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」として処理していいですか？

A2 工作物の除去等に伴って出るコンクリートくずやアスファルトくずなどは、「がれき類」に分類されます。「がれき類」として処理してください。なお、製品の製造過程等が出るコンクリートくずは、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」として処理してください。

## 保管について

Q3 ごみはどのように保管すればいいですか？

A3 事業所から出るごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別し、ごみの種類ごとに保管してください。ごみの保管場所周辺は清潔に保つようしてください。また、産業廃棄物は保管基準が法令で定められています。主な保管基準は、保管場所の周囲に囲いを設けること、廃棄物が飛散流出や地下浸透しないようにすること、表示（右の図）を見やすい場所に設けることなどがあります。

(産業廃棄物保管場所の表示の例)



Q4 建設工事で出る産業廃棄物を工事現場以外の場所で、保管する予定です。土地の面積が300㎡以上になります。事業場外保管の届出は必要ですか？

A4 保管場所が松山市内にあり、保管のための面積が300㎡以上の場合、松山市へ事前の届出が必要です。ただし、敷地全体の面積が300㎡以上であっても、敷地の一部で産業廃棄物を保管する場合で、その保管場所が囲いなどで囲われているなど、保管のための面積が300㎡未満の場合は届出の必要はありません。



## マニフェストについて

Q5 マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付したのですが、松山市に報告は必要ですか？

A5 松山市内で産業廃棄物を排出して、「紙」のマニフェストを交付した事業者は、前年度の交付状況を6月30日までに松山市へ報告することが義務付けられています。ただし、電子マニフェストに関しては、その状況を市に報告する必要はありません。

お問合せ先

松山市役所 環境部 廃棄物対策課 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

TEL 089-948-6959 FAX 089-934-1928

MAIL sanpai@city.matsuyama.ehime.jp 松山市HP <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/>